



福岡市長 高島 宗一郎 様

福運協第4号
平成27年2月3日

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 石田 重森



平成27年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成27年1月19日付け、保国第638号にて、貴職から諮問を受けた、平成27年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

「平成27年度の一般被保険者医療給付費分にかかる被保険者一人あたり保険料を、52,682円(前年度に比し、685円引上げ)とする諮問」については、今日の国民健康保険事業を取り巻く現状や、これまでの保険料負担水準を踏まえると、諮問どおり52,682円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

「平成27年度の後期高齢者支援金等分にかかる被保険者一人あたり保険料を、19,317円(前年度に比し、685円引下げ)とする諮問」については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると、諮問どおり19,317円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

「平成27年度の介護納付金分にかかる被保険者一人あたり保険料を、19,639円(前年度に比し、4,206円引下げ)とする諮問」については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると、諮問どおり19,639円とすることが適当である。

2. 保険料の賦課限度額について

国の基準額が引上げられる予定であり、福岡市においても中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、次のとおり答申する。

(1) 医療給付費分

「医療給付費分保険料の賦課限度額を51万円から52万円に引上げる諮問」については、諮問どおり52万円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

「後期高齢者支援金等分保険料の賦課限度額を16万円から17万円に引上げる諮問」については、諮問どおり17万円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

「介護納付金分保険料の賦課限度額を14万円から16万円に引上げる諮問」については、諮問どおり16万円とすることが適当である。

3. 本協議会の要望事項

(1) 国民健康保険事業は、高齢化の進展や医療の高度化により医療費が増加する一方で、経済情勢や雇用状況の悪化により低所得者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であることから、厳しい運営状況であるとともに、被保険者の保険料負担も重い状況にある。

福岡市国民健康保険事業の安定的な運営のため、保険者である市は、さらなる保険料収入の確保や医療費適正化など財政健全化を進め、保険者機能等の強化に最大限努めるよう要望する。

また、国民健康保険の財政健全化を図るため、福岡市独自の一般会計繰入を行っているところであるが、国民健康保険被保険者以外の市民にも負担をお願いしていることから、慎重に対応することが望まれる。

(2) 国においては、国民健康保険財政運営の県単位化を平成30年度から実施することなど医療保険制度改革が示されたところであるが、県単位化にあたっては被保険者や福岡市の負担増とならないよう確実な財政支援の拡充とともに、国民皆保険制度を将来的にも持続可能な制度とするため、抜本的な医療保険制度改革について、国へ強く求めるよう要望する。